

議案第 30 号

用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例  
の制定について

用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を別紙のように制定  
する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

用品の集中購買による効果が低減しており、用品調達基金設置の意義が低下していることから、同基金を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和 39 年羽曳野市条例第 279 号)  
は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。